「徳島県みどりの食料システム戦略基本計画(素案)」の概要

~ 「持続可能な農林水産業の実現」を目指して~

1 計画の位置づけ

背景

- (1) 地球温暖化に伴う気候変動による 作物の「生育不良」や「品質の低下」、 「新たな病害虫の発生」など、 国内外において「食料生産上の課題」が顕在化
- (2) 将来に亘る「食料の安定供給」の実現に向けて、 GX・DX時代を捉えた新たな政策の推進が必要

対応

(1) 国において、

0

食

徳

島

県 基本

計

画

策定会

意

提

Ħ

- 「みどりの食料システム戦略」が策定され、 「みどりの食料システム法」が本年7月に施行
- (2) 県において、
 - 「みどりの食料システム戦略」に即応するため、 同法第16条に基づき、県基本計画を策定

2 基本理念

徳島県における

- 「持続可能な農林水産業の実現」を目指し、
- ·GX·DXによる「みどりのイノベーション」
- 「エシカル消費」を通じて、
- 「みどり戦略実践産地」の創出を図る。

3 計画の体系

計画期間

令和5年度 ~ 令和9年度(5年間)

策定主体

徳島県 及び 県内全24市町村

I 徳島県版みどりの循環

【資材調達】

脱炭素化・環境負荷低減の推進に 向けた資材調達

【牛 産】

高い生産性と両立する 持続的生産体制への転換

~有機農業~

持続可能な農林水産業の実現に向けた本県独自の施策体系

【消 費】

環境配慮型の生産を 支える消費の拡大

【加工·流通】 環境に配慮した 加工・流涌システムの促進

全面的に反映

Ⅱ 6つの法定事項

- (1)環境負荷低減事業活動に関する目標
- (2)環境負荷低減事業活動に関する事項 ~推奨類型~
- (3)特定区域の設定に関する事項
- (4) 基盤確立事業の内容に関する事項 ~みどりのイノベーション~
- (5)流涌及び消費の促進に関する事項
- (6)その他、環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

4 数値目標

【戦略目標】 <R12目標>

- ・化学農薬使用量の低減 10%低減
- 化学肥料使用量の低減 20%低減 ※高い「国の目標」と同水準に設定

【主な関連施策目標の項目】<R9目標>

- ・エシカル農産物の生産面積
- ・畜産排泄物の再利用率
- •環境負荷低減技術開発件数 等

5 主な施策

徳島県版みどりの循環の概要

- ①「資材調達」
 - ・耕畜連携による自給飼料生産の推進
 - ・廃菌床等未利用資源の有効活用

②「生産」

- ・エシカル農業の更なる推進
- ・品目ごとの栽培マニュアルの策定
- 環境負荷低減技術の開発普及

- ③「加工·流涌」
- 農作物の物流体系の効率化促進
- ・再生産可能価格を実現する 販売体制の構築促進

④「消費」

- ・エシカル消費の推進
- 学校現場での農業体験推進
- ・県産品の給食活用による食育の推進

法定事項の概要

- ①環境負荷低減事業活動として、 「推奨する類型」の設定について
 - ・化学肥料・化学農薬の使用減少の促進 ③基盤確立事業の内容について
 - ・温室効果ガスの排出量の削減の促進
 - ・化石燃料由来のプラスチックの 使用量削減
 - ·「バイオ炭」の施用による 土壌炭素貯留の促進 等

- ②特定区域の設定について
 - 有機農業を実践する区域設定の推進
- - ・品種改良や低コスト機械開発などの みどりのイノベーションの推進
- 4)流涌及び消費の促進について
 - ・流通分野のエネルギー使用の低減
 - ・生産者との交流による食育の推進